社会福祉法人朱白会定款

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人短期入所事業の経営

（ハ）保育所の経営

（名　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人朱白会という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2.　この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を茨城県取手市神浦 646 番地に置く。

2　前項のほか、従たる事務所を茨城県小美玉市山野 707 番 13 に置く。

3　第１項及び第２項に定めるもののほか、従たる事務所を茨城県龍ケ崎市馴馬町 3120 番地に置く。

4　第１項、第２項及び第３項に定めるもののほか、従たる事務所を茨城県稲敷市江戸崎甲 1233 番３に置く。

5　第１項、第２項、第３項、及び第４項に定めるもののほか、従たる事務所を茨城県

稲敷郡美浦村信太 2842 番 1 に置く。
6　第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項、及び第 5 項に定めるもののほか、従たる事務所を茨城県龍ケ崎市馴馬町 3075 番 1 に置く。

第 2 章　評議員

（評議員の定数）
第 5 条　この法人に評議員 11 名以上を置く。

（評議員の選任及び解任）
第 6 条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
2　評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
3　選任候補者の推薦及び解任の提案は，理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員 1 名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）
第 7 条　評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3　評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬）
第 8 条　評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。
2　評議員には費用を弁償することができる。

第3章　評議員会

（構　成）

第9条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）

第10条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第11条　評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第12条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決　議）

第13条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4　第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 14 条　評議員会の議事については，法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 4 章　役員及び職員

（役員の定数）

第 15 条　この法人には、次の役員を置く。

(1) 理　事　　10　名

(2) 監　事　　2　名

2　理事のうち 1 名を理事長とする。

3　理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 16 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 17 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 18 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより，監査報告

を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査をすることができる。

（役員の任期）
第 19 条　理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3　理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 20 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

（役員の報酬等）
第 21 条　役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
2　役員には費用を弁償することができる。
3　前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

（職　員）
第 22 条　この法人に、職員を置く。
2　この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3　施設長等以外の職員は、理事長が任命する。

第 5 章　理事会

（構　成）
第 23 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第 24 条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招　集）

第 25 条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第 26 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定に関わらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 27 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章　資産及び会計

（資産の区分）

第 28 条　この法人の資産は、これを分けて基本財産，その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

2　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 茨城県取手市神浦 646 番所在の特別養護老人ホーム・ルロシェ敷地

取手市神浦字大圦 646 番　　7,434.00 ㎡

取手市神浦字大圦 644 番 1　　1,190.06 ㎡

取手市神浦字大圦 603 番　　2,691.00 ㎡

(2) 茨城県小美玉市山野 707 番 13 所在の特別養護老人ホームルミエ・デ・ソレイユ敷地

小美玉市山野字そ子の木 707 番 13　　2,267.21 ㎡

小美玉市山野字そ子の木 707 番 14　　2,194.43 ㎡

小美玉市山野字そ子の木 707 番 15　　480.96 ㎡
小美玉市山野字そ子の木 707 番 2　　733.00 ㎡
小美玉市山野字そ子の木 707 番 3　　804.00 ㎡
小美玉市山野字そ子の木 707 番 7　　2,346.00 ㎡
小美玉市山野字そ子の木 694 番 2　　177.00 ㎡

(3) 茨城県龍ケ崎市馴馬町 3120 番所在の特別養護老人ホームリカステ敷地
龍ケ崎市馴馬町中曽根 3120 番　　13,942.00 ㎡
龍ケ崎市馴馬町中曽根 3096 番 2　　353.41 ㎡

(4) 茨城県稲敷市江戸崎字野々入甲 1233 番 3 所在の特別養護老人ホームトリアネイ敷地
茨城県稲敷市江戸崎字野々入甲 1233 番 3　　10,954.00 ㎡

(5) 茨城県稲敷郡美浦村大字信太 2842 番 1 所在の特別養護老人ホームエミール敷地
茨城県稲敷郡美浦村大字信太 2842 番 1　　2,471.01 ㎡
茨城県稲敷郡美浦村大字信太 2843 番 1　　2,876.21 ㎡
茨城県稲敷郡美浦村大字信太 2843 番 5　　3,406.37 ㎡

(6) 茨城県龍ケ崎市馴馬町字中曽根 3063 番 2 所在の龍ケ崎とまと保育園敷地
龍ケ崎市馴馬町字中曽根 3063 番 2　　408.00 ㎡
龍ケ崎市馴馬町字中曽根 3064 番　　1,058.00 ㎡
龍ケ崎市馴馬町字中曽根 3072 番 1　　1,965.00 ㎡
龍ケ崎市馴馬町字中曽根 3074 番　　484.00 ㎡
龍ケ崎市馴馬町字中曽根 3075 番 1　　2,339.00 ㎡
龍ケ崎市馴馬町字中曽根 3100 番 1　　542.00 ㎡
龍ケ崎市馴馬町字中曽根 3101 番 1　　454.00 ㎡
龍ケ崎市馴馬町字中曽根 3103 番　　431.00 ㎡
龍ケ崎市馴馬町字中曽根 3104 番 1　　230.00 ㎡
龍ケ崎市馴馬町字中曽根 3105 番 1　　446.00 ㎡

(7) 茨城県取手市神浦字大圦 646（家屋番号 653 番）番地所在の特別養護老人ホーム・ルロシェ、鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
1 階 2,849.29 ㎡、2 階 2,489.31 ㎡

(8) 茨城県小美玉市山野字そ子の木 707 番地 13、707 番地 14、707 番地 15、所在の特別養護老人ホームルミエ・デ・ソレイユ、鉄筋造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
1 階 1,554.29 ㎡、2 階 1,512.20 ㎡、コンクリートブロック造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、ポンプ室 7.63 ㎡

(9) 茨城県龍ケ崎市馴馬町 3093 番地、3081 番地 1、3089 番地 1、3091 番地、3092 番地、3094 番地、3096 番地 1、3116 番地、3120 番地所在の特別養護老人ホームリカステ、鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建

1階　2659.25㎡、2階　2193.12㎡

(10)茨城県稲敷市江戸崎字野々入甲1233番3所在の特別養護老人ホームトリアネイ、鉄筋コンクリート造陸屋根2階建て

1階　2,951.50㎡、2階　1,865.83㎡

鉄筋亜鉛メッキ銅板ぶき平屋建　　機械室　29.75㎡

鉄筋亜鉛メッキ銅板ぶき平屋建　　物置　　10.00㎡

(11) 茨城県稲敷郡美浦村大字信太2842番1所在の特別養護老人ホームエミール、鉄筋コンクリート造陸屋根2階建て

1階　2,228.36㎡、2階　1,979.83㎡

鉄筋亜鉛メッキ銅板ぶき平屋建　　機械室　29.75㎡

鉄筋亜鉛メッキ銅板ぶき平屋建　　物置　　10.00㎡

(12) 茨城県龍ケ崎市馴馬町字中曽根3072番地1、3075番地1、3100番地1、3101番地1、3103番地、3104番地1、3105番地1所在の龍ケ崎とまと保育園

木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建　　1,233.75㎡

3　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4　公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

（基本財産の処分）

第29条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会この承認を得て、茨城県知事の承認を得なければならない。ただし次の各号に掲げる場合には、茨城県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

（資産の管理）

第30条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 31 条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 32 条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後，理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 33 条　この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 34 条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第 35 条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章　公益を目的とする事業

（種　別）
第 36 条　この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
(1)　居宅介護支援事業
2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）
第 37 条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 8 章　解 散

（解　散）
第 38 条　この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第 38 条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章　定款の変更

（定款の変更）
第 39 条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、茨城県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨

を茨城県知事に届け出なければならない。

第10章　公告の方法その他

（公告の方法）

第40条　この法人の公告は、社会福祉法人朱白会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第41条　この定款の施行についての細則は、理事会において別に定める。

附　　則

1 この定款は、平成23年8月12日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　岩　瀬　　剛
理　事　　岩　瀬　剛　健
理　事　　鈴　木　健　一
理　事　　横　山　優三郎
理　事　　中　川　和　子
理　事　　根　本　正　人
監　事　　大　森　良　子
監　事　　鈴　木　綾　子

附　　則（一部改正）

1 平成25年 1月 7日施行

附　　則（一部改正）

1 平成25年11月8日施行

附　　則（一部改正）

1 平成28年 5月27日施行

附　　則（平成28年11月18日全部改正）

1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、第4条については所轄庁の認可を受けた日より施行する。

附　　則(一部改正)

1 平成30年5月21日施行

附　　則(一部改正)

1 令和2年12月5日施行

附　　則(一部改正)

1 令和3年6月24日施行

附　　則(一部改正)

1 令和4年4月7日から施行する

附　　則（一部改正）

1　この定款は、令和4年 7月14日より施行する。